

第2号議案 定款変更承認の件

現在、各常置委員会の委員長には理事が就任し、直接学会活動を牽引しています。

それによって、委員会の判断で活動を進めることができ、活発な活動、改革が行われてきましたが、一方で、若手会員が主体的に学会活動に参加する機会が減少し、次世代の学会を担う人材が育ちにくくなってきている現状にあります。

そこで、理事が常置委員会委員長に必ず就任するという規定を外すことにしました。

それに伴い、それらに関連する現行定款の変更につきまして、ご承認頂きたくお諮り致します。

変更は、下表のとおり、定款の第27条、第28条、第29条並びに第35条にある文言「常置委員会委員長」を「常置委員会を管掌する理事」へと変更致します。

現行の定款		変更後の定款	
第27条	4 常務理事及び定款第40条に定める <u>常置委員会委員長</u> をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の業務執行理事とする。	第27条	4 常務理事及び定款第40条に定める <u>常置委員会を管掌する理事</u> をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の業務執行理事とする。
第28条	3 副会長、常務理事及び <u>常置委員会委員長</u> は、理事会の決議によって理事の中から選任する。	第28条	3 副会長、常務理事及び <u>常置委員会を管掌する理事</u> は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
第29条	5 <u>常置委員会委員長</u> は、理事会で決議された業務を執行する。 6 会長、常務理事及び <u>常置委員会委員長</u> は、3ヶ月に1回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。	第29条	5 <u>常置委員会を管掌する理事</u> は、理事会で決議された業務を執行する。 6 会長、常務理事及び <u>常置委員会を管掌する理事</u> は、3ヶ月に1回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
第35条	3 会長、副会長、常務理事及び <u>常置委員会委員長</u> の選定及び解職	第35条	3 会長、副会長、常務理事及び <u>常置委員会を管掌する理事</u> の選定及び解職

併せて、定款第43条(2)、(5)の字句に誤りがありましたので、字句の修正のご承認を頂きたくお諮り致します。修正は下表のとおり、「付」を「附」と修正致します。

第43条	(2)事業報告の <u>付</u> 属明細書 (5)貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の <u>付</u> 属明細書	第43条	(2)事業報告の <u>附</u> 属明細書 (5)貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の <u>附</u> 属明細書
------	---	------	---

以上